

令和 2 年 11 月 4 日
財 務 省

関税等の追徴税額は依然 100 億円超え

－ 令和元事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果 －

財務省は、令和元事務年度（令和元年7月から令和2年6月までの1年間）に、全国の税関が輸入者の関税及び内国消費税^(注1)（以下「関税等」という。）の輸入申告に対する事後調査^(注2)を行った結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 令和元事務年度は、3,361 者（前事務年度比 82.4%）の輸入者に対して事後調査を行いました。
2. 事後調査の結果、申告漏れ等^(注3)のあった輸入者は 2,723 者（前事務年度比 84.3%）でした。
3. 申告漏れ等に係る課税価格は約 1,231 億 2 千万円（前事務年度比 79.5%）となり、これに対する関税等の追徴税額^(注4)は約 116 億 7 千万円（前事務年度比 81.3%）、追徴税額のうち重加算税額は約 6 千万円（前事務年度比 127.3%）でした。
4. 納付税額の不足が多かった品目は、①電気機器、②光学機器等、③機械類、④たばこ、⑤プラスチックであり、これら 5 品目で、納付不足税額の総額の約 6 割を占めました。
5. 主な申告漏れ等の事例としては、①輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告、②インボイスに記載された決済金額以外の貨物代金の申告漏れ、③仮価格のインボイスによる輸入申告等がありました。

（注1）内国消費税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

（注2）事後調査：輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査です。

（注3）申告漏れ等：課税価格に申告漏れがあったものの他、適用税率に誤りがあったものも含まれます。

（注4）追徴税額：納付不足税額と課税価格の申告額が過少であった場合等に課す加算税額とを合算したものをいいます。

【別添 1】 輸入事後調査の状況等

【別添 2】 事後調査トピックス

【連絡・問合せ先】

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
(内線) 5396

輸入事後調査の状況

| | | 令和元事務年度 | | 平成 30 事務年度 |
|---------------|--------|------------------|-----------|------------------|
| | | | 前事務年度比 | |
| 調査を行った輸入者 ① | | 3,361 者 | 82.4% | 4,079 者 |
| 申告漏れ等のあった輸入者② | | 2,723 者 | 84.3% | 3,231 者 |
| 申告漏れ等の割合 ②/① | | 81.0% | 1.8ポイント増加 | 79.2% |
| 申告漏れ等に係る課税価格 | | 1,231 億 2,300 万円 | 79.5% | 1,549 億 5,745 万円 |
| 追徴税額 | 納付不足税額 | 112 億 474 万円 | 81.8% | 136 億 9,163 万円 |
| | 関税 | 12 億 4,838 万円 | 102.1% | 12 億 2,257 万円 |
| | 内国消費税 | 99 億 5,635 万円 | 79.8% | 124 億 6,906 万円 |
| | 加算税 | 4 億 6,682 万円 | 70.9% | 6 億 5,849 万円 |
| | 重加算税 | 5,540 万円 | 127.3% | 4,353 万円 |
| | 計 | 116 億 7,156 万円 | 81.3% | 143 億 5,012 万円 |

(注) 輸入者数、課税価格及び追徴税額には、令和元事務年度以前に着手し、当該事務年度に調査が終了したものを含まず。

納付不足税額が多い上位 5 品目

| 順位 | 令和元事務年度 | | | 平成 30 事務年度 | | |
|----|---------|--------|---------------|------------|-------|---------------|
| | 分類 | 品目 | 納付不足税額 | 分類 | 品目 | 納付不足税額 |
| 1 | 85 類 | 電気機器 | 22 億 6,709 万円 | 85 類 | 電気機器 | 33 億 6,536 万円 |
| 2 | 90 類 | 光学機器等 | 19 億 1,913 万円 | 90 類 | 光学機器等 | 21 億 278 万円 |
| 3 | 84 類 | 機械類 | 14 億 5,347 万円 | 87 類 | 自動車等 | 14 億 4,140 万円 |
| 4 | 24 類 | たばこ | 6 億 2,591 万円 | 84 類 | 機械類 | 11 億 5,164 万円 |
| 5 | 39 類 | プラスチック | 4 億 9,817 万円 | 29 類 | 有機化学品 | 8 億 8,238 万円 |

(注) 分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されています。

【主な申告漏れ等の事例】

<重加算税が賦課された事例>

事例1：輸出者に作成させた低価インボイスによる輸入申告

輸入者Aは、中国の輸出者から衣類を輸入していました。Aは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀し、輸出者に正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。

その結果、申告漏れ課税価格は1億957万円、追徴税額は2,762万円（うち重加算税687万円）でした。

事例2：自ら作成した低価インボイスによる輸入申告

輸入者Bは、中国の輸出者からプラスチックペレット等を輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、正規の価格が記載されたインボイスをもとに自ら正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。

その結果、申告漏れ課税価格は5,107万円、追徴税額は859万円（うち重加算税217万円）でした。

<その他申告漏れ等のあった事例>

事例3：輸入者が支払った開発費用（インボイス価格以外の貨物代金）の申告漏れ

輸入者Cは、台湾の輸出者から通信機器を輸入していました。Cは、輸出者との取り決めに基づき、インボイス価格以外に、貨物に係る開発費用を支払っていました。

本来、この開発費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は8億8,954万円、追徴税額は7,826万円でした。

事例4：仮価格のインボイスによる輸入申告

輸入者Dは、アイルランドの輸出者から医薬品を輸入していました。Dは、輸出者が暫定的に作成した仮価格のインボイスに基づき申告していましたが、輸入後に取引価格が決定され、仮価格と取引価格との差額を請求されて支払っていました。

本来、この差額は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは差額について修正申告を行っていませんでした。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は39億626万円、追徴税額は3億4,458万円でした。

○事後調査の過程において悪質な輸入者であることが判明した場合、犯則調査が開始され、その結果、関税等脱税事件として告発されることもあります。

（報道発表「令和元事務年度における関税等脱税事件に係る犯則調査の結果」を参照。）

(参考1) 輸入事後調査の目的と方法

○調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

(注) 輸入貨物には、関税のほか輸入に係る内国消費税が課されます。このため、外国から貨物（入国旅客の携帯品等を除く。）を輸入しようとする者（輸入者）は、貨物の輸入の際、税関に対し、輸入申告に併せて関税及び内国消費税の納税申告を行い、必要な税を納付しなければなりません。

○調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか税関長が税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただきます。

(参考2) 重加算税

隠蔽又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税（無申告の場合 40%、過少申告の場合 35%）です。無申告加算税（15%）や過少申告加算税（10%）より重い税が課されます。

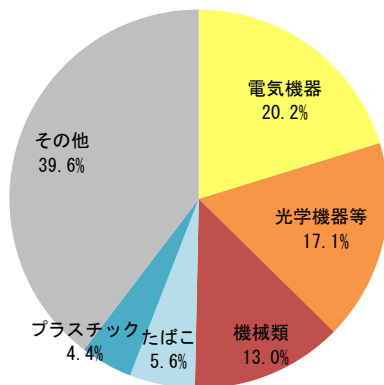
事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

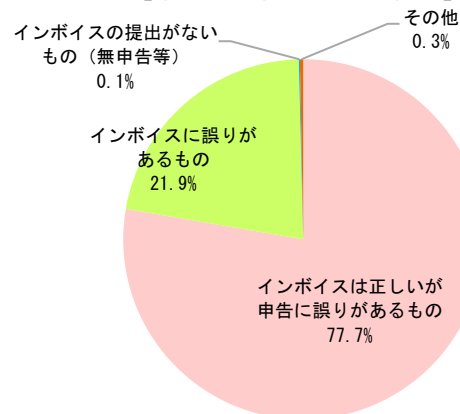
納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、機械類、たばこ、プラスチックであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見てみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが7割を超えています。この中には、インボイス価格とは別に支払った貨物代金（開発費用等）を課税価格に含めていなかったものや、輸出者に無償提供した費用の申告漏れがあったもの等が含まれます。

【品目別納付不足税額の割合】



【申告漏れ等が発生した要因】



隠蔽・仮装による過少申告（重加算税賦課事案）〔事例1〕

重加算税が課される「隠蔽・仮装」の事例として多く見られるものは「正規の取引価格の隠蔽・仮装」です。

事例1では、輸入者が、輸出者に正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成させることにより、課税価格の計算の基礎となる正規の取引価格を隠蔽・仮装していました。



インボイス価格以外の別払金の申告漏れ〔事例3〕

申告漏れとなる主なものとして、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金を課税価格に含めていない事例があります。

事例3では、輸入者は、輸出者との取り決めに基づき、インボイス価格とは別に貨物に係る開発費用を支払っていましたが、課税価格に含めていなかったため、申告漏れとなっていました。



また、輸入貨物の生産に関して必要な材料等を輸入者が無償で輸出者に提供した場合について、その提供に要した費用を課税価格に含めていない事例も多く発生しています。

【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）】http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm